

令和4年11月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和4年10月28日(金)
招集場所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和4年11月4日(金) 午前10時
応招委員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員(教育長職務代理者) 岡島 秀隆 委員 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 山田 聡子 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 生涯学習課長 田中 里砂、スポーツ課長 渡辺 進、 学校教育課長補佐 川口 照恵、学校教育課 松井 日香里
提出議案	議案第24号 令和5年度教職員定期人事異動方針について 議案第25号 北名古屋市いじめ防止基本方針の一部改正について 議案第26号 北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正について 議案第27号 令和5年度小中学校の儀式等について
閉 会	令和4年11月4日(金) 午前11時30分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員

議事録作成者.....

< 午前10時00分 開会 >

教育長（松村光洋）

只今の出席者数は6名で、定足数に達しております。

よって会議は成立しますので、只今から令和4年11月北名古屋市教育委員会を開会します。

教育長（松村光洋）

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和4年10月6日の議事録について、承認することにご異議ございませんか。

「全員（異議なし）の声あり」

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第2、議事に移ります。

議案第24号、令和5年度教職員定期人事異動方針についてを議題とします。説明してください。

教育部参事（鹿島直樹）

議案第24号、令和5年度教職員定期人事異動方針についてご説明申し上げます。議案第24号、令和5年度教職員定期人事異動方針について、令和5年度の人事異動方針につきましては別紙のとおりとする。この案を提出するのは、異動方針に基づき、定期人事異動を進めるために必要であるからでございます。資料の説明をさせていただきます。令和5年度教職員定期人事異動方針については、愛知県教育委員会から10月初旬に示された人事異動方針となります。次の資料は、この教職員定期人事異動の実施要領です。その他の資料も同様に、学校事務職員・学校栄養職員についての異動方針とその実施要領となります。本年度の愛知県における教職員定期異動方針の骨子としては、昨年度と大きく変わっておりません。追加された文言としては、一つは一層高度化・複雑化する諸課題に対してスピード感を持って対応できるような人事異動にしていくこと。二つ目は年度当初から組織力を発揮できる体制作りができるような人事異動にしていくこと。三つ目は教職員の意識向上、また職場の活性化を図れるような人事異動にしていくことが追加されて県の人事異動方針が示されました。この県の人事異動方針に基づき、北名古屋市教育委員会の「令和5年度教職員定期人事異動方針」を示させていただきました。また、令和5年度教職員定期人事異動実施要領において、「2教員人事」では、「同

一校勤務10年以上の者は特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。」「同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。」「異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮をする。」など、細かく規定されております。これに基づいて北名古屋市の教職員人事異動も行っていきたいと考えております。北名古屋市の教職員の人事異動につきましては、清須市と豊山町の2市1町で行っております。今後も清須市教育委員会と豊山町教育委員会との連携のもと、西春日井地区の教職員人事が円滑に、また活性化できるように人事異動を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

知事部局の人事異動方針が変わり、それとリンクして愛知県教育委員会の人事異動方針を変えろという形をとっており、愛知県教育委員会の人事異動方針を受けて、北名古屋市の人事異動方針をこのように示させていただいたということです。

お諮りいたします。議案第24号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第24号、令和5年度教職員定期人事異動方針については承認されました。

次に、議案第25号、北名古屋市いじめ基本方針の一部改訂についてを議題とします。事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第25号、北名古屋市いじめ防止基本方針の一部改訂についてご説明します。北名古屋市いじめ防止基本方針の一部を別紙のとおり改訂するものとする。令和4年11月4日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市いじめ問題専門委員会の提言を受け、北名古屋市いじめ防止基本方針の内容の一部を改める必要があるからでございます。次の資料の新旧対照表をご覧ください。いじめ問題専門委員会からの提言を受け、「北名古屋市いじめ防止基本方針」の中に組み込むべきと判断した内容について、一部改正を行うものでございます。新旧対照表の新的下線部になりますが、「3 学校におけるいじめ防止等に関する取組」の「(1) いじめの未然防止」という部分について、これまでもいじめ防止に取り組んでおりますが、「いじめを許さない集団作りをする。それにより学校生活が原因となる児童生徒のストレスを減らし、児童生徒が他人を攻撃したり、攻撃に同調・加担することなく、どの児童生徒も落ち着いていられる潤いに満ちた居場所づくりにつなげる。」という取組が必要という提言をいただき

ました。その下の「(3) いじめへの対応」についても、スクールカウンセラーのことを加えております。またPTSDの関係になりますが、PTSDは一般的に3か月以内に発症すると言われていますが、潜伏期間は6か月から1年等にわたるといったことがあったことから、そういった点も踏まえて対応する必要があると提言をいただきましたので、文言を加えております。次に資料の「北名古屋市いじめ防止基本方針（案）」をご覧ください。9ページから11ページの文字に色が付いている箇所が、説明させていただいた内容となっており、先ほどの改正した部分を加えて、基本方針を改訂し、この改訂後の基本方針に基づいて、各学校における基本方針を策定していくこととなります。説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

市のいじめ問題専門委員会の提言を受けて、このように一部改訂をさせていただいたということでございます。

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

北名古屋市いじめ防止基本方針（案）の9ページについて一部修正をお願いします。9ページの網掛け箇所下から3行目「攻撃に同調・加担することなく」については「攻撃に同調・加担することなく」だと思いますので、修正してください。

教育長（松村光洋）

ご指摘ありがとうございます。「の」を削ります。その他よろしいでしょうか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第25号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第25号、北名古屋市いじめ基本方針の一部改訂については承認されました。

続きまして、議案第26号、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第26号、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正についてご説明します。北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。令和4年11月4日提出。提案理由、この案を提出するのは、当面する課題を解決するために必要な組織を幅広く置くことができるように見直す必要があるため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。添付資料の新旧対照表をご覧ください。第3条に（組織）という項目があり、旧の表には第3条第2項第1号に小中一貫部会、第2号に学校における働き方改革特別部会というものを設定しており、それぞれの内容が明記されていましたが、今回の改正においては、各学校で直面する課題を適宜設定できるようにするため、改正させていただくものです。また、第6条第2項で委員長は教育長をもって充てるとされていましたが、これについても委員の中から互選により選出し、運営していくことが望ましい形ではないかということで一部改正をさせていただきたいと思っております。説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

北名古屋市豊かな学び創造推進協議会の部会について、小中一貫部会、働き方改革特別部会を削除していくということでございます。また、委員長につきましては、これまでは教育長をもって充てるとなっておりますが、委員の中からの互選による選出にさせていただきたいと考えております。小中一貫部会は北名古屋市になじまないのではないか、働き方部会につきましてもコミュニティスクールの中で取り組んできたことでございますが、スリム化できるものはスリム化し、やらなければならないことはきちんと取り組んでいくということでございます。なお、小中一貫教育校の構想については、白紙にさせていただきたいと考えています。形ではなく中身で、教育水準を保障し、高めていくことでご理解いただきたいと思います。只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第26号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第26号、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正については承認されました。

続きまして、議案第27号、令和5年度小中学校の儀式等についてを議題とします。事務局、説明してください。

教育部参事（鹿島直樹）

議案第27号、令和5年度小中学校の儀式等についてご説明します。令和5年度の小中学校の儀式等の日程を別紙のとおりとする。令和4年11月4日。提案理由、この案を提出するのは、愛日地方教育事務協議会と共同し、管理執行するのに必要があるからでございます。令和5年度の儀式等の予定日程につきましては、次の資料のとおり、この予定で進めていきますが変更する余地もありますので、現段階の案ということをお含みいただきたいと存じます。最後の資料につきましては、先日晒されたものでございます。参考として県立高校の入試日程も載せさせていただいたものとなります。説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

補足でございますが、入学式・始業式・卒業式の日程につきましては愛知県都市教育長会と愛知県校長会にて協議し、日程案を立てます。そして尾張地区・三河地区に大まかな了承を得ます。資料を見ていただきますと、尾張地区は入学式・始業式が別日、三河地区は同一日となっており、これが大体慣例となっております。そして、教育委員会でお諮りをさせていただくということでございます。また、愛日地区の中で統一を図っていただければとは思っております。只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第27号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第27号、令和5年度小中学校の儀式等については承認されました。以上で議事を終了いたします。

教育長（松村光洋）

次に、日程第3、報告に移ります。

(1)教育長報告ですが、会議・行事等報告については別紙をご覧ください。

10月6日から11月3日までの参加した行事等について主なものを報告させていただきます。10月12日と11月1日に西春日井地区教育長会がございました。来年度の校長の退職については、清須市は1名、北名古屋市は5名、豊山町は1名で合計7名の退職者がおります。教頭の退職者は無いと思っておりますが、校長・教頭につきましては登用試験がございますので、その可否のことも含めまして今後の人事について考えさせていただいておる時期でございます。その辺りを中心に清須・豊山・北名古屋の教育長で話をさせていただいております。次に、10月18日の愛日地方教育事務協議会と10月21日の尾張部都市教育長会については後ほどお話をさせていただきます。また、10月27日の県JRC防災教育推進事業について

ては「家まですごろく」という西春小学校で行った防災教育でございまして、先日、新聞にも掲載されたものです。10月29日に県JRC賛助奉仕団研修会、11月2日の愛知県赤十字大会などについても、個人的に愛知県の赤十字の係をやっておりまして、その関係で良い事業があれば本市で実施できないかと思ひ、西春小学校で防災教育を進めさせていただいております。10月19日の県退職校長会正副会長・常任委員会につきましたは、県の校長会を卒業しますと県の退職校長会に入会します。私は県の退職校長会の係も務めさせていただいており、県の校長会のサポートやベクトルを揃えて教育行政を進めていくといったサポートもさせていただきたいと考えておりますので、複数の会に出席させていただいておりますことをご了承いただきたいと存じます。只今の報告について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

次に、愛日地方教育事務協議会についてご報告いたします。資料1をご覧ください。1枚目と2枚目の資料には重点目標や事業計画等が載っておりますが、特に変更点はありません。3枚目の資料は、愛日地方教育事務協議会事務局所在地・各種委員長等のローテーション表（案）となっております。研究委嘱の欄をご覧ください。令和2年度が「A中・小牧・西春地区」となっておりますが、小牧市の岩崎中が研究を受けており翌年度発表をしております。「西春地区」というのは、清須・豊山・北名古屋のことを指しております。令和5年度に同じように「A小・小牧・西春地区」となっており、令和2年度が小牧市でしたので、今度は「西春地区」となります。現在までの17年間において、北名古屋市は一度も受けておりません。令和5年度に研究を受けるのは、西春小学校が受けます。令和5年度に研究を行い、令和6年度に発表を行います。発表は11月頃になると思ひます。西春小学校長とこの研究発表を受けていくということで調整しております。令和5年度研究を受け令和6年度の発表においては、西春小学校にて194校の校長先生、11市町の首長が集まるという大きな会が開かれる形となります。北名古屋市で初めての事になりますので、成功させるためにも応援させていただきたいと思ひます。本市の教育水準の良さ、子どもの良さ、また建物はなかなか新しい学校や令和の学校施設にはかないませんが、子どもの良さや研究の質の高さをアピールしていき、また、その方法を研究することによって市内の現職教育の強さ、授業力を高めてまいりたいと思ひます。是非とも委員の皆様のご支援・ご助言・ご指導させていただきたいと思ひます。この件について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

次に、尾張部都市教育長会について報告させていただきます。資料2をご覧ください。ここには6項目ございます。①番の人事方針については、先ほど参事から説明がありましたので割愛させていただきます。

②番の特別免許状及び臨時免許状の授与基準の変更についてですが、私たちは免許状が無いと教壇に立つことはできません。免許状というのは普通免許状、これは全国どこでも通用する

というものです。他に特別免許状と臨時免許状というものがございます。この効力は教育職員検定に合格した都道府県のみ有効ですので、愛知県が出した場合、他県でその効力はありませぬ。それで何が問題かと言いますと教員不足です。40人学級から35人学級になることも含め、教員不足が今非常に課題になっております。この現状を鑑み、欠員が生じたところを中心に緩和していこうというものでございます。特別免許状については、教員の免許が無い人でも特別にその教科に限り免許がもらえるものです。例えばスポーツ選手が体育、音楽家の人が音楽、英会話に長けておりネイティブな英語の発音が必要なため英語の先生にというものです。この要件の一つに特別非常勤講師の経験年数がありますが、この辺りについてやや緩やかにしていこうというものです。免許の無い人が教える道を得る機会が特別免許状ですが、もう一つに臨時免許状があります。これは免許のある人を雇用したいけれど、例えば中学校の体育の免許を有した先生がいるが、小学校でも人材が足りないという場合に教職員検定項目を書類等でクリアしたら小学校の臨時免許状を与えて、小学校の担任にすることができるといいます。そうすることで欠員を無くそうとするものです。このような方向で今動いておりますが、教職員課から急に話がおきてきたところであり、尾張教育事務所ではまだ混乱しているような状況です。免許状の発行を緩和し、教員不足を解消しようというものだと思いますが、正直に全てが良い訳ではありません。頑張っただけで免許を取得した先生はどうかという議論も当然あるからです。また、臨時免許状は3年ということは決まっておりますが、特別免許状は永久ライセンスになります。いわゆる昨今の教員不足を解消しようとするものですが、元々は戦後の教員の人手不足の解消ということで手を打ったのが臨時免許状であり、再び脚光を浴びてきたところなんです。本市としましては、まだ校長と話をしておりませんが、校長としての所属長の検定願いは必要になってきますので慎重に取り組んでいきたいと思っております。臨時免許証の3年間有効ということについても、当初の状況によることなく、何でも3年間教壇に立つということになると思っておりますので、そういったことも踏まえて慎重に判断していきたいと考えております。

③番の中高一貫教育の導入については、皆さまご存じと思いますが、今年の4月から検討が始まり、明和・津島・半田・刈谷高校の4校に導入すると決定しております。元々案として6校あり、残りの2校については1年遅れて2026年4月開校で動いているようです。この辺りの学校が中心になって中高一貫教育が始まっていくということです。難しいのは、その地区の中心的な存在の学校という形になるとリーダー的な生徒はそこへ集まってしまうのではないかと考えられます。愛知県教育委員会がエリート校とかではなく進めていったとしても、そこへ進学したい生徒は出てくる。これが非常に難しくこれからの大きな裏の課題となってくるのではないかと考えられます。

④番の定時制・通信制教育の在り方検討については、通信制に進学する生徒が増えてきていることから、施設に余裕のある高校をサテライト校というようなイメージで借りていこうという方向で動いております。昼間定時制については、県立では4校、私立は2校の6校ございませぬ。やはり昼間定時制は不登校の経験者、特別な支援が必要な生徒、それから家庭に事情がある生徒というのが非常に多く、昼間定時制へ進学する生徒が増加しているところを今後、考えていかなければならない。また、通信制や定時制にはスクールカウンセラーが常駐していません。これを常駐させようか等という方向で、より良い定時制にしていきたいということがあります。夜間定時制につきましても、県立が25校、私立が3校で愛知県内に28校ございませぬ。

ここには外国にルーツがある生徒が多いです。このため外国人生徒への日本語指導の充実が求められております。これに対し国は夜間中学を設置する方針を進めるよう動いておりますが、現在愛知県にはありません。このため愛知県も夜間定時制高校に併設する方向などで検討していき、これからの子どもたちのニーズに合わせ、そのニーズに合った学校を充実させていこうというのが定時制・通信制の見直しに関する県の考えであります。

⑤番の部活動の地域移行につきましては、予算的に国から補助がどの程度おりてくるかというのは未だ明確ではございませんが、愛知県としましては基本方針、今後のスケジュールや複数の移行のパターンを推進計画にまとめており、策定中でございます。12月15日にこれに関する県の説明会がありますので本市も参加し、部活動の地域移行を進めていきたいと思いません。

⑥番の新型コロナウイルスの感染症対策と自殺対策についてですが、資料の「会話禁止」や「机を前に向ける」など愛知県は国に比べて厳しく行っております。普通は黙食まで行ってません。黙食や机を前に向けてと非常に厳しい基準があり、「楽しい給食」は全然楽しくないということもあるかもしれません。やはりメリハリのある感染症対策ということで、黙食ではなく大声を出さない、向かい合うことは無いけれどというように、多少緩和する方向でウィズコロナに向けてと考えております。

只今の報告につきましてご質問等がございませんか。

(池山委員、挙手)

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

②の関係について、教員不足という話の度に質問させていただいております。高齢化社会の中で年を取っても元気な人も多いため、一般企業で70歳まで仕事をしてもらう定年延長のような制度が現実にあります。先生方も再任用として、一旦教員は卒業されても現場に戻っていただくとか、或いは出産など様々な事情で若くして辞められた先生や、子育てが終わったり家庭の事情が変わったなど、そういった方に復帰してもらうということを積極的にやっていただいた方が良いと思います。

教育長（松村光洋）

もちろんそういう方への声掛けが必要だと思います。そういう意欲のある方はありがたいのですが、子どもたちと一緒に動いたりということになると、ご高齢の方はなかなか難しいかもしれません。もう一度心に着火して、というところがなかなか難しい部分もございます。1時間や2時間の非常勤だったら良いという方もみえるかもしれませんし、放課後子ども教室だったらという方もおみえになります。そんなことも踏まえまして、教員不足に対応していきたいと考えております。

教育委員（池山健次）

例えば40代・50代の方で、30代の半ばぐらいで退職されたような方で、当時は他県で勤務していたが現在は愛知県にいるというような方を探し出して話を持っていくというような仕組みは無いですか。

教育長（松村光洋）

基本的には教育スポーツ振興財団のようなしっかりとした組織への登録等でないと把握するのはとても難しいということと、やはり子どもの授業となると、どういう方なのかが非常に重要となります。一概に誰でも大丈夫ということでは無いところがあります。アンテナを高くし、面接を行いながら広い視点で対応していきたいと思います。池山委員の仰られる仕組みづくりとその活用というのは本人が登録しないと難しいと思います。また、一概に臨時免許状を出して安易にという事も出来るだけ避けたいと思っております。

教育委員（池山健次）

もう一点、臨時免許状を取得した若い人は、一番やる気のある大切な時期にその不安定な状態で教育の仕事をして、近く正式な教員採用試験に受ければ良いのですが、受からないと若い時に中途半端な状態で日々を送りながら教員の仕事をし、志はあって頑張るけれども成し遂げられない場合、他の仕事を探さなければいけないというのめもかわいそうだと思います。

教育長（松村光洋）

当然、普通免許状を取得していくという形が一般的かと思えます。臨時免許状は3年の有効期限があり、愛知県に限定されますが延長して6年まで出来るようになっております。本来通りの普通免許状を取得していくという形は大事かと思えます。

教育委員（山田聡子）

普通免許状を取得するためには、大学に行って教職課程をとって教員採用試験を受けるという形でしたが、今も同じですか。

教育長（松村光洋）

大学・短大に行くということが原則です。通信制もありますが基本的に教職課程を取得していくのがスムーズだと思います。

教育委員（山田聡子）

例えば塾の先生をやっている方で、教員になりたいと思うような30代・40代の方はどうなりますか。

教育長（松村光洋）

不足の単位数などを取得していただいて、普通免許状を取得していくという形が一番安定すると思います。そこは変わりません。これからは小学校の免許と中学校の免許の両方を持っていることが大事なことになってまいりますので、中学校の免許が無い方に小学校の臨時免許を

ということではなく、積極的に普通免許状を取得していく方向になればと考えております。

教育委員（山田聡子）

先ほどのお話で退職された先生が再任用をということについてですが、私の周りにもおみえになり、再任用はやられないのかと尋ねると、他の事がやりたいと仰る方が多いです。しかし、その逆もあると思うので大学に入り直さなくても教員になれるような特別課程みたいなものが出来てくるといいのかなと思います。現実的に直ぐには難しいと思います。

教育委員（寺川理絵）

免許を持っている方が、免許の更新をしないと失効になるのはどういう取扱になっているのでしょうか。

教育長（松村光洋）

今は10年の免許更新が無くなりました。更新に係る費用や負担、教員の不足ということもあります。

教育委員（寺川理絵）

頑張って勉強されて、更新されてる方に申し訳ない気もします。

教育委員（山田聡子）

私は高校の現場から離れて10年以上経っておますが、中高の普通免許状を持っています。10年以上教壇に立っていませんが、有効になり働けるといいますか。

教育長（松村光洋）

担任もやっています。

教育委員（鈴野範子）

確認ですが、臨時免許状というのは免許を持っているのでしょうか。

教育長（松村光洋）

特別免許状と臨時免許状の違いは、免許状が有るか無いかが大きく違います。特別免許状は、免許が無い方に対して出ます。臨時免許状は、例えば中学校の免許は持っているけど小学校の免許は持ってない方が、緩和して3年間に限っていけるということです。教科外免許とはまた別で、例えば中学校の英語の免許を持っている先生がいて、その時に技術・家庭科の先生がいないとします。その場合に1年に限り、その英語の先生が技術・家庭科を教えるという免許外の許可を発令させて学校をスムーズに回すということです。

教育委員（鈴野範子）

臨時免許状は、非常勤講師の枠になるのですか。

教育長（松村光洋）

特別免許状は、教諭という位置付けになります。臨時免許状は、臨時的なということで助教諭という位置付けになります。もちろん正規職員ではありませんし、愛知県に限定して有効となります。

教育委員（岡島秀隆）

特別免許状についてですが、教員の免許が無いのですか。

教育長（松村光洋）

無いです。

教育委員（岡島秀隆）

公募制や推薦制というような制度はどのようになっていますか。

教育長（松村光洋）

愛知県の教職員課による教職員の検定がございます。人物・学力・実績・健康など、また所属長の意見が書類による審査として上がっていきます。まずは書面で合格が必要となります。少なくとも教育委員会やその所属長が、務める学校が、この人ならという人であることが必要です。ご自身で手を挙げて通るものではございません。

教育委員（岡島秀隆）

もう一点、④の定時制・通信制教育についてですが、先ほど夜間中学の話がありましたが、中学生なので気候の問題や安全性の問題が出てくると思います。

教育長（松村光洋）

夜間中学というのは、義務教育を修了していない方が多く、年配の方が多いです。今現在の中学生の年齢とは少し違っており、十分な教育を受けられないまま中学校卒業者となった方や外国籍の人で義務教育を受ける、そういう方の機会を保障していこうというところです。愛知県は夜間中学校が無いのですが、名古屋市に中学校の夜間学級がございます。愛知県で夜間中学校となると、通うとなれば中心である名古屋市にあれば良いのではないかと考えます。夜間中学校は、月曜日から金曜日の週5日通わなければなりませんし、年齢的には上の方を対象にもう一回学び直したという方を支援していくということでございます。

教育長（松村光洋）

次に、「(2)所管事項報告」に移ります。学校教育課より、学校給食費について説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

資料3をご覧ください。6月の教育委員会において、物価の高騰による給食費への影響を確認していただく資料を提出させていただき、委員の皆様からご意見をいただきました。7月の

教育委員会では、物価高騰を踏まえた給食費を検討していかなければならないということで、給食センター運営委員会の意見を求めるために、諮問する事を可決いただきました。それと同時期に、国から新型コロナウイルス関係の本市に対する臨時交付金が示され、給食の材料費の値上がり分への支援をするということで5,153万4千円の補正予算を7月21日に市議会に可決いただきました。従いまして、給食の賄材料費は5,153万4千円増えています。

教育委員会の諮問を受けた給食センター運営委員会は、7月28日に第1回の会議が開催され、給食費をどう改定するのが良いかということを経営の皆様に検討していただきました。また、保護者に対しましては、8月下旬に給食費がどのような形で算出されているか、さらに給食費の改定に向けて検討しているということをチラシを作成し周知しました。

このような取組を踏まえ、本日は給食費の直近の状況確認として、資料を基に説明させていただきます。今後の予定になりますが、11月21日に第2回給食センター運営委員会の開催が予定されており、改定額の案が決定される予定です。11月21日に決定した後、教育委員会に諮る必要がありますので、大変勝手なお願いとなりますが、11月22日午前9時にお集まりいただき、臨時教育委員会を開催し、ご審議いただきたいと考えております。そこで可決いただけましたら、12月22日に開催する市議会の全員協議会において報告し、1月以降の改定額について保護者の方に通知していくような日程を考えております。

それでは、資料を説明させていただきますが、本日は栄養教諭の松井先生に出席をお願いしましたので、私の説明や資料の不明な点については後ほどご質問いただければと思います。資料3-1をご覧ください。7月28日の給食センター運営委員会の会議資料について、その後の状況を加えた資料となっております。初めに1から9の項目がありますが、栄養士が様々な努力を重ねて給食費を抑えるための工夫をしている内容です。表1をご覧ください。パンのグラム数に対する値段となっており、令和4年度の価格と平成27年度から令和3年度までの提供回数を示しています。この資料に色がついた部分になりますが、令和4年9月から3月までの提供回数を示しており、工夫した形で提供をしていたことが分かると思います。例えば、ミルクロールパンでは4回、さらに4回出す予定になっていますので1年を通しては8回となります。りんごパン・愛知のツイストパン・クロワッサンなどが出せなくなる予定が、出せるようになってきたことを表しております。表2はデザートの関係になります。平成28年度は8回、平成28年度は12回となっており、令和4年の4月から7月は4種類で4回、9月から12月までは6種類で7回と、12月までに10種類で11回の提供ができています。給食費の賄材料費が増えたことにより、ゼリー類やフルーツも同じように、回数や種類を増やすことができます。表3では、味付け海苔、小魚、コーヒーパウダーの三つの品目についても同じように種類や回数を増やすことができます。表4では、献立の品数が2品・3品・4品なのかまた年度毎にそれぞれ何回提供できたのかを表しております。27年度と28年度で見ますと、最終的に総献立数を年度の食数で割ると、平成27年度は3.04品、平成28年度は3.09品提供していますが、令和3年度中と今年度の途中までは2.97品と少し落ちていました。これも3.15品、また献立4品を多く提供できるようになっています。予算が増えたことで品数を増やしバランスがよく、量もたくさん食べていただけるような給食の提供ができていくということになります。表5については、小学校1人分の使用材料ということで、豚汁を例に挙げておりますが、例えば、令和4年2月に豚モモは15gで安価の脂身付きに変更しております。それが予算が増えたことにより11月30日から愛知県産の豚モモ

は15グラムが提供できるようになり、にんじん・大根・油揚げ・豆味噌なども同様にグラム数が増えて愛知県産が提供できるように変わったということです。最後に令和4年9月以降賄材料費の増額による効果としてまとめました。7月に予算が増えており、それ以降どういった効果があったかということですが、外国産で最安値を優先していたもの、例えば冷凍のコーン・油揚げを国産に変えたことにより素材の味を感じられるようになり美味しくなりました。次に果物の回数を月2回から週1回へ増やし食物繊維・ビタミンCの量が増え、児童生徒の喜ぶ声が届いています。他にも月に1度外国料理をテーマとした献立としているのですが、肉の種類が豚肉だけではなく牛肉を使えるようになりました。季節や旬のもの、例えば栗ご飯などバリエーションを増やすことができます。野菜の仕入れは全国から安値を重視していましたが、愛知県産のものを使えるようになりました。12月のクリスマスケーキについては、乳・卵・小麦のアレルギー品目を使わない物を選ぶことができるようになり、アレルギーを持つお子さんが食べれるケーキを提供できるようになっています。

次に、資料3-2をご覧ください。小学校3・4年生と中学校1年から3年生を対象とした栄養素等摂取状況をまとめたものになります。栄養素は、エネルギーから亜鉛まで、平成25年基準・平成30年基準・令和3年基準の摂取量を示しております。そして令和4年6月と11月の数値です。表の右側には、令和4年9月以降、賄材料費の増額による効果をまとめてあります。エネルギーについては、品数を増やしたことでエネルギーの量を増やすことができました。タンパク質については、数値は割合なので減っていますがタンパク質の量は増やすことができます。カルシウムについては、乳製品や魚の食材を取り入れることができ、鉄についてもほうれん草や鉄分を強化した食品を取り入れています。ビタミンAについても小松菜・ほうれん草・チンゲン菜などの緑黄色野菜のバリエーションを増やすことができましたという効果がありました。

次に、資料3-3をお願いします。小学校の月別のエネルギー量の数値について、令和3年4月から令和4年10月までの平均値をグラフ化したものです。その下の表は、小学校の月別の給食費の平均額を示しており、赤線部分の240円が小学校の給食費の価格で、右側は中学校となりますが、中学校の給食費は285円です。小学校の令和4年4月を見ていただくと、240円を超え、5月は240円を下回っています。これは価格を抑えていることがあり、6月は243円、7月は255円、9月は263円、10月は暫定値ですが263円です。中学校についても同じ傾向で285円を超えている状況です。一番下の表については、2020年基準消費者物価指数時系列リストとして副食の主な調理材料を5品ピックアップしたものでございます。これは2020年を基準として100%だとした場合、どのような価格の推移かを視覚的に確認いただければと思います。令和4年度については過去から見ても上がっており、100%を超えているという状況となっております。資料についての説明は以上となりますが、改定額の案については11月21日の給食センター運営委員会で検討し、運営委員会の検討結果を踏まえた改定額の方針が、教育委員会に答申されます。つきましては、11月22日の臨時教育委員会において、このような状況も踏まえて議論をお願いしたく、説明をさせていただきます。

教育長（松村光洋）

栄養教諭の松井先生、補足説明してください。

栄養教諭（松井日香里）

私も実際に献立を立てている中で実感しているのは、9月以降は使用食材の幅が大きく広がったということです。これまでは物価高騰の中、限られた予算で要望を満たそうとすると同じような食材を使うことがどうしても増えてしまっていました。しかし、例えば先週の給食で言いますと、今までは高くても手が出なかった中骨付きのサンマを給食に出しました。そこで子どもたちが自分で中骨を外して魚を食べられるようになってくるといふ食育の意味を兼ねて説明動画も配信したところ、初めて自分で骨を外して魚を食べたという子どもが低学年を中心に大変多くいました。この様に献立の幅を広げることで食育の幅も広げることができるということを実感しております。

教育長（松村光洋）

只今の説明につきましてご質問等ございませんか。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

今の食育の話ですが、サンマの中骨の外し方を動画で教えるっていうのは素晴らしいと思います。また、この価格の変動に応じて、食のバリエーションがないと子どもたちの残菜が変動するのか、その辺りも分かれば知りたいと思います。管理的な意味で予算や価格に焦点がいつてしまいがちですが、そういった対応で子どもたちの食べる量が変わっているならば、楽しくたくさん食べてくれる、バランスよく食べてくれる方が大事だと思います。様々なご家庭の中には、あまり食べない子どもや親が忙しくてご飯を作る余裕がない家庭もあり、中には給食が適切な栄養摂取となっているようなご家庭もあるかと思ひます。また、多くの種類を提供するのも大事ですが、子どもが好きでなくて残してしまうのであれば効果は無くなってしまふという面もあると思ひます。多角的な面で調べていただけると、また違つた意見も出しやすいのではないかと思ひます。

栄養教諭（松井日香里）

9月のデザートで巨峰とシャインマスカットの入つたデザートを出したことがありまして、それを子どもも大変喜んでまして、巨峰とシャインマスカットを食べてどつちが美味しいということを知つたことがありました。僕はこのマスカットを初めて食べたとか、私は巨峰の方が美味しかったとかフルーツですと割りと喜んで食べてくれる子も多いようです。お家ではなかなか食べるような機会が無い物で、子どもの嗜好に合つたものなども提供していきたいと思ひます。

教育長（松村光洋）

その他、ご質問ございませんか。

教育委員（山田聡子）

ふるさと納税で、美味しい給食を提供する費用的な財源として、他自治体で取り組んでいる事例はありませんか。

教育部長（鳥居竜也）

本市のふるさと納税については、教育への振興というところで教育費全般に対する項目があります。

教育委員（山田聡子）

他の自治体で音楽室や楽器を補修するのに限定し、ふるさと納税を募っている事例があると聞いたことがありますので、教育に限定して充実を図れたら良いなと思います。

教育長（松村光洋）

では、学校給食費の件につきましては、11月22日の臨時会でご審議を賜りたいと存じます。

次に、10月9日に実施された「スポーツであ～そぼ！（鬼ヶ島編）」の実施報告について、スポーツ課長をお願いします。

スポーツ課長（渡辺進）

「スポーツであ～そぼ！（鬼ヶ島編）」実施報告について説明をさせていただきます。資料4をお願いします。「1 概要」として、日本スポーツ協会が開発した子どもたちが遊びながら積極的に体を動かすことができるアクティブ・チャイルド・プログラムの概念を応用し、コロナ過での運動不足を解消するため、基礎的運動能力である「走・跳・投」の動作を中心とした運動遊びを楽しめるスポーツイベントを行いました。開催日時、対象者等につきましては、令和4年10月9日の日曜日、午前9時から正午まで総合体育館全館を使用し、5歳から小学生までを対象に実施しました。「6 参加申込者」は、募集定員200名に対し276名の申し込みがございました。参加決定者及び当日参加者については、当日の欠席者を見込み50名程度多く決定し、249名の参加者を決定しました。当日は220名の方に参加いただきました。「9 協力団体及び人数」につきましては、スポーツ関係団体等から計81名のご協力をいただきました。会場図及び会場写真を資料に添付してございます。

今回のイベントは、誰もがイメージしやすい鬼ヶ島としており、オープニングとエンディングイベントでは、スモークマシーン等を使用し鬼に変装したスタッフが演出を行いました。また、各ブース每で行ったイベントにつきましては、添付資料の写真をご覧ください。アリーナ・多目的ホール・軽運動室等において鬼に変装したスタッフの協力のもと、車椅子バスケットの車椅子を使用しコースを走りきるものや、軽運動室で行った目隠しごっこなどでございます。子どもの発達段階に応じて身につけておくことが望ましい基礎的な運動能力である走る・跳ぶ・投げるの動作を中心とした運動遊びを行いました。説明は以上となります。

教育長（松村光洋）

部長、補足説明してください。

教育部長（鳥居竜也）

先日、反省会を行いました。参加者に対して行ったアンケートの回答も220名のうち165名の方から回答をいただきました。そのうち161名、9割以上の方から、来年も是非これをやりたいとの回答でしたので、参加者の満足度はかなり高かったと思っております。コロナの関係もあり約200名と参加者を絞ったのですが、今後、人数を増やすこと等が課題になってくるかと思っております。

教育長（松村光洋）

只今の説明につきましてご質問等ございませんか。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

協力団体に個人参加ボランティアがあり17名の方がお見えになりますがこういった関係の方でしょうか。

スポーツ課長（渡辺進）

スポーツ推進委員の中に児童館で仕事をされている方がいます。その方を通して協力していただける方、高校生や大学生などの若い方に呼びかけて協力いただき17名の参加がありました。

教育委員（山田聡子）

素晴らしいと思います。動画も凄くて、市の自治体が行っている事業とは思えないようなとても魅力的だと思いました。私は、他の自治体の職員に自慢して動画を見せましたので、是非これからもこういった企画をお願いしたいと思います。

教育長（松村光洋）

次に、生涯学習課長説明してください。

生涯学習課（田中里砂）

2点お願いします。「琢磨×デザイン」という特別展を、11月5日より昭和日常博物館にて開催させていただきます。資料の裏面にも記載がありますが、ホーロー看板の佐溝力氏という方が長年にわたりコレクションされていたホーロー看板を受贈することができました。4千

枚を超えております。この第1弾ということでの特別展となります。今後も受贈した物を活用し、さらに昭和日常博物館の知名度を高めていくような取組をしていきたいと考えております。

2点目ですが、名古屋芸術大学アートスクエアについてですが、来年度に工事を予定しており、令和5年4月から6月までの3か月間は大ホールが使用出来ません。また、展示コーナーは4月から7月末まで使用出来ません。6月は全館を閉館させていただきまして、タイルの落下防止ひび割れ補修、屋上防水、大ホール吊り物、照明設備、エレベーター等の改修を実施しますのでよろしく願いいたします。

教育長（松村光洋）

以上で所管事項報告を終了します。

連絡事項について、事務局、説明してください。

課長補佐（川口照恵）

○次回の会議について

○西春日井地区教育委員会連絡協議会について

教育長（松村光洋）

以上で本日予定しておりました日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年11月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午前11時30分 閉会 >